**諏訪市受付時チェックリスト（低炭素建築物）　（書式ver.4.0）(R5.4更新)**

**低炭素新築等認定申請時に、本チェックリストの添付をお願いします。**

**申請者氏名**

**記入者（代理者）氏名**　　　　　　　　　　　**TEL**　　　　　　　　　　　**FAX**

**申請地名地番（代表地番）**　　諏訪市

**○ 所管行政庁**（※）　□建築基準法第6条第1項第1～3号又は許可を要する第4号（県）　□左記以外の4号（市）

（※所管行政庁が市の場合の提出部数は正副の計2部、それ以外の場合は市の控えを加えた3部となります。）

**○ 申請建物の種類**　□一戸建ての住宅　□共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅　□非住宅

**○ 法第54条第2項による確認の特例**　□有（※）　□無　（※有の場合は、確認申請等の添付が必要です。）

**○ 登録建築物性能評価機関等による技術的審査の有無**　　□有　□無

**○ 申請区分**　□法第54条第1項（当初）　□法第55条第1項（変更）

**○ 手数料額**　□5,000円　□その他　　　　　　　　　円　（手数料は裏面参照）

**１　提出書類の確認【提出する書類の✓を記入してください】**

|  |  |
| --- | --- |
| 規則で定める書類 | 備　　　　　　　考 |
| □認定申請書 | 各様式による書類が添付されている。 |
| □委任状 | 手続きを委任する場合に必要です（要押印又は押印省略の合意について記載）。任意書式。 |
| □技術的審査適合証 | 登録建築物性能評価機関等による技術的審査を受けている場合に添付してください。  ⇒この場合設計図書の一部省略が可能となります（各種計算書など） |
| □設計内容説明書 | 認定基準適合の根拠となる設計の記載・確認（諏訪市の地域区分：４） |
| □設計図書 | 付近見取図、配置図、仕様書（仕上げ表含む）、各階平面図、床面積求積図、用途別床面積表、立面図、断面図又は矩計図、各部詳細図、各種図面・計算書など |

**２　調査書【市役所記入欄につき記載不要】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付番号：　　　　　－低炭素  確認番号（日付）：　　　　　　　　　　　　（　　　　.　　　.　　　）  技術的審査適合日：　　　　.　　　. | | 市受付印  受付者： |
| 低炭素建築物新築等計画の認定に関する基準等の適用 | | 決裁欄 |
| １　地区計画等の区域  　　□区域内　　□区域外 | 区域内の場合（区域名：　　　　　　　　　）  ※該当基準等なし | 計画係：　　月　　日 |
| ２　景観計画  　　□一般地区　　□重点整備地区 | 重点整備地区の場合  （区域名：　　　　　　　　　） |
| ３　景観協定の区域  　　□区域内　　□区域外 | 区域内の場合  （区域名：　　　　　　　　　） |
| ４　都市計画施設の区域（※緑地のみ）  　　□区域内　　□区域外 | 区域内の場合（施設名：　　　　　　　　　）  ※区域内の場合認定不可 |
| ５　用途地域  　　□指定有　　□指定無 | 指定有の場合（用途地域：　　　　　　　　）  ※指定無の場合認定不可 |
| ６　建築協定  　　□区域内　　□区域外 | □適合　□不適合  （くるみ台・くるみ台西地区） | 建築住宅係：　　月　　日 |
| 【特記事項】 | | |

**３　手数料**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 認定申請の種別 | | 区分 | 用途 | 評価手法 | 床面積の合計 | 当初申請 | 変更申請 |
| ア　低炭素建築物新築等計画の認定（又は変更）の申請  法第54条第1項（当初）  又は  法第55条第1項（変更） | （ア）　当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合  登録建築物調査機関等による適合証が提出された場合 | ① | 1戸建ての住宅 | 性能基準又は誘導仕様基準 | --- | 5,000円 | 3,000円 |
| ② | 共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅 | 性能基準又は誘導仕様基準 | 300㎡未満 | 10,000円 | 5,000円 |
| 300㎡以上 | 21,000円 | 11,000円 |
| ③ | 非住宅 | 標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法 | 300㎡未満 | 10,000円 | 5,000円 |
| 300㎡以上 | 17,000円 | 9,000円 |
| （イ）　（ア）以外の場合  市で技術審査等を行う場合 | ④ | 1戸建ての住宅 | 誘導仕様基準による場合 | 200㎡未満 | 18,000円 | 9,000円 |
| 200㎡以上 | 19,000円 | 10,000円 |
| ⑤ | 性能基準による場合 | 200㎡未満 | 34,000円 | 18,000円 |
| 200㎡以上 | 38,000円 | 20,000円 |
| ⑥ | 共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅 | 誘導仕様基準による場合 | 300㎡未満 | 33,000円 | 17,000円 |
| 300㎡以上 | 57,000円 | 29,000円 |
| ⑦ | 性能基準による場合 | 300㎡未満 | 68,000円 | 35,000円 |
| 300㎡以上 | 114,000円 | 57,000円 |
| ⑧ | 非住宅 | モデル建物法による場合 | 300㎡未満 | 86,000円 | 43,000円 |
| 300㎡以上 | 109,000円 | 55,000円 |
| ⑨ | 標準入力法又は主要室入力法による場合 | 300㎡未満 | 224,000円 | 112,000円 |
| 300㎡以上 | 280,000円 | 141,000円 |

（備考）

1　一の申請に係る計画に2以上の棟に係る部分が含まれているときは、棟ごとに認定手数料を算出し、すべての手数料を合算します。

2　複合建築物に係る申請の場合は、申請部分（住宅部分、非住宅部分）ごとに認定手数料を算出し、合算します。

3　法第５４条第２項（法第５５条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出があったときは、建築基準法第６条第１項の規定による確認の申請に対する審査手数料を加えた額とします。